

本市事業の種類	(市条例) 現行技術指針(別表4)		(法) 主務省令(別表)	
	工事中	供用後	工事中	供用後
一般道路	×	×	×	×
林道	× →追加 (二酸化炭素)	×	二酸化炭素	×
ダム・堰	×	×	× [ダム]	× [ダム]
			× [堰]	× [堰]
			× [湖沼水位調節施設]	× [湖沼水位調節施設]
その他の河川工事 (放水路)	×	×	×	×
鉄道・軌道	×	×	× [鉄道]	× [鉄道]
			× [軌道]	× [軌道]
飛行場	× →追加 (二酸化炭素)	×	× [国土交通省所管]	× [国土交通省所管]
			二酸化炭素 [防衛省所管]	× [防衛庁所管]
水力発電	×	×	× (水力) × (火力) × (地熱) × (風力)	× (水力) 二酸化炭素 (火力) × (地熱) × (風力)
火力・地熱発電	×	二酸化炭素		
風力発電 (追加予定)	×	×		
廃棄物最終処分場	× →追加 (二酸化炭素)	メタン (追加：二酸化炭素)	二酸化炭素	二酸化炭素、メタン
廃棄物焼却施設	×	二酸化炭素		
下水道終末処理場	×	メタン		
特定工場	×	二酸化炭素		
大規模建築物	×	二酸化炭素		
土地区画整理・新住宅市街地 開発・住宅団地の造成	×	×	×	×
流通業務団地造成	×	×	×	×
工業団地造成	×	二酸化炭素	×	×
農用地造成	×	×		
レクリエーション施設	×	×		
土地区画整理 (流通・工業)	×	×		
土石の採取	×	×		

注1) ×印は
記載がない
項目

注2) 青字は
追加された
項目

注3) 赤字は
技術指針の
変更案

注4) 斜線は
主務省令がない。
(法対象事業種ではない。)